

市民と行政が協力して、  
「安心して暮らせるまち」をつくっていく計画です！  
皆さまのご意見をお聞かせください！

こども青少年・健康福祉・  
病院経営委員会資料  
平成20年12月8日  
健康福祉局

## 第2期 横浜市地域福祉保健計画

(計画期間：平成21年度～25年度)

### 素案



平成21年1月

第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会  
横浜市

目次： 第1章	地域福祉保健計画とは	1
第2章	横浜市地域福祉保健計画がめざすもの	2
第3章	横浜市の地域福祉保健の状況	3-4
第4章	第2期計画の課題と基本的方向性	5-6
第5章	第2期計画の主な取組	7-12
	意見募集の詳細など	13

# 第1章 地域福祉保健計画とは

地域福祉保健計画は、誰もが身近な地域で安心して暮らせるまちをつくるため、地域の福祉保健を推進するための基本理念や課題を明らかにし、課題解決に向け、市民・事業者・行政が協働で取り組む計画です。（社会福祉法第107条の規定により策定）

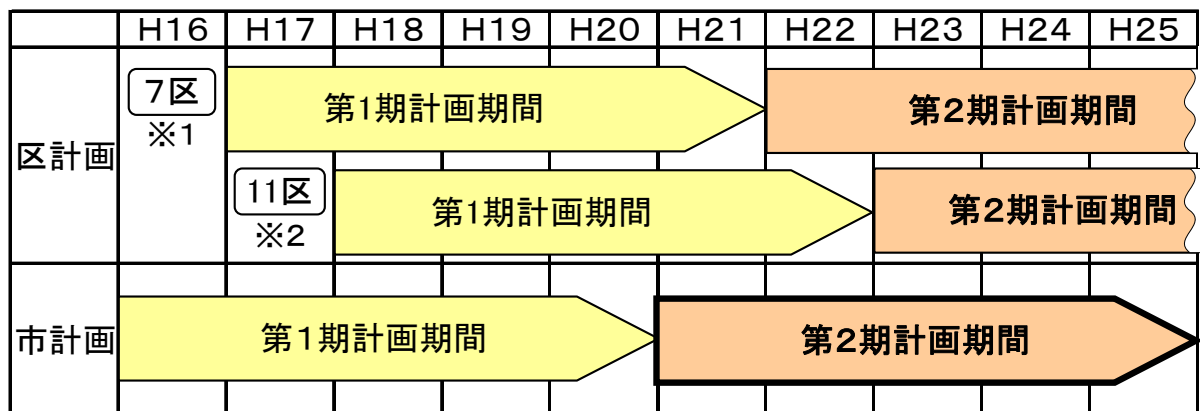
横浜市には、区ごとに策定する区地域福祉保健計画（＝区計画）と市全体の計画である市地域福祉保健計画（＝市計画）があります。（計画期間は下図参照）

地 域 福 祉 保 健 計 画	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">区 計 画</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民に身近な中心的計画</li> <li>○ 地域の課題を解決するための方策や取組を盛り込みます。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市 計 画</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本理念と方向性を提示</li> <li>○ 区計画を進めるために必要な市の支援策を盛り込みます。</li> </ul>

今回、ご意見・ご提案をいただくのは、平成21年度から25年度までを計画期間とする第2期市計画です。

なお、第1期市計画の名称は「横浜市地域福祉計画」でしたが、第2期からは健康づくりなど保健分野の取組を重要な柱の一つとして位置づけ、福祉・保健の両分野を一体的に取り組むことから、名称を「横浜市地域福祉保健計画」とします。

区計画と市計画の計画期間



※1 鶴見区、神奈川区、西区、南区、青葉区、栄区、泉区

※2 中区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、瀬谷区

## 第2章 横浜市地域福祉保健計画がめざすもの

～基本理念～

誰もがいつまでも安心して暮らせる都市よこはまをつくろう！

### めざすまちの将来像

#### 【地域づくり】

安心して元気に暮らせるまちをつくるため、市民と行政が協働して課題解決や活動に取り組んでいます。



#### 【体制づくり】

サービスを利用しやすい仕組みがつけられ、必要な人に的確に支援が届いています。



#### 【人づくり】

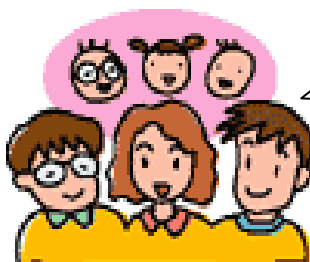
様々な市民が地域福祉保健の取組に参加し、福祉と保健の取組が日常生活に文化として根づいています。



横浜市にはどんな施設やサービスがあるのかしら？  
家族を介護する時はどこに相談すればいいのかな？

高齢者や子ども、子育て中の人や障害のある人など、地域の様々な人が地域活動に参加すれば、もっと暮らしやすくなるのでは？

突然の病気や、地震などの災害があっても、近所同士が助け合える関係なら安心だなあ。



うちの近所の高齢の夫婦は、電球の取替えやごみ出しが大変そうだなあ。

# 第3章 横浜市の地域福祉保健の状況

## 1 少子高齢化の進展

若い世代が多い横浜市でも、少子高齢化は確実に進みます。人口がピークになる平成32年には、市民の4人に1人が65歳以上の高齢者(25.6%)となり、15歳未満は約1割(10.7%)に減少する見込みです。これ以降、人口は減少に転じ、高齢化はさらに進むと予測されます。

経済成長に伴い、急激に人口が増加した横浜では、高齢化の進み具合も地域によって差があり、同じ区内でも高齢化が非常に進んでいる地域があります。

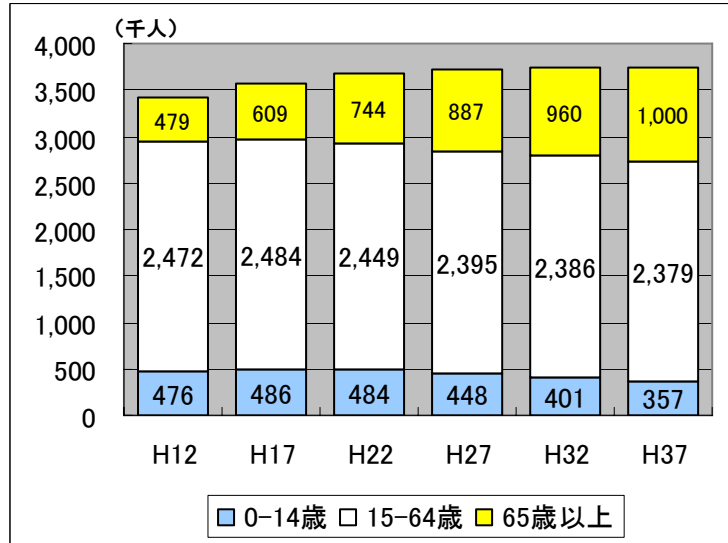
## 2 一人暮らしの増加

非婚・離婚の増加や、仕事や学業などの都合で家族と離れて暮らす人が増え、一人暮らし(単独世帯)が増加します。

また、夫婦のみの世帯も増加し、1~2人の世帯では、急な病気や災害時の対応に家族以外の手を借りる必要が予想されます。

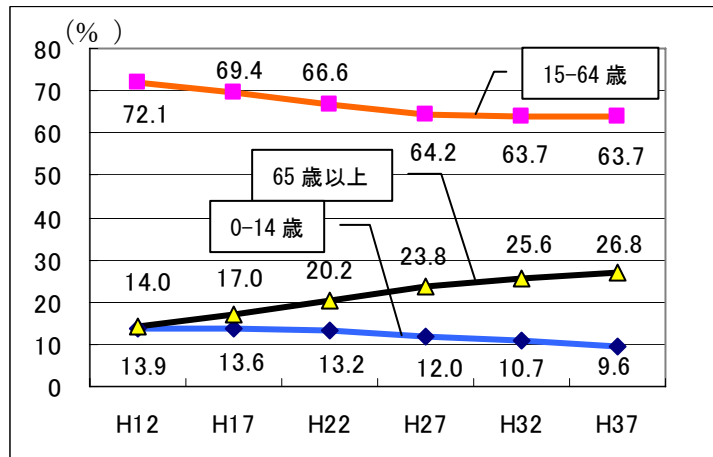
年齢3区分人口

(横浜市将来人口推計 (H17基準)による)



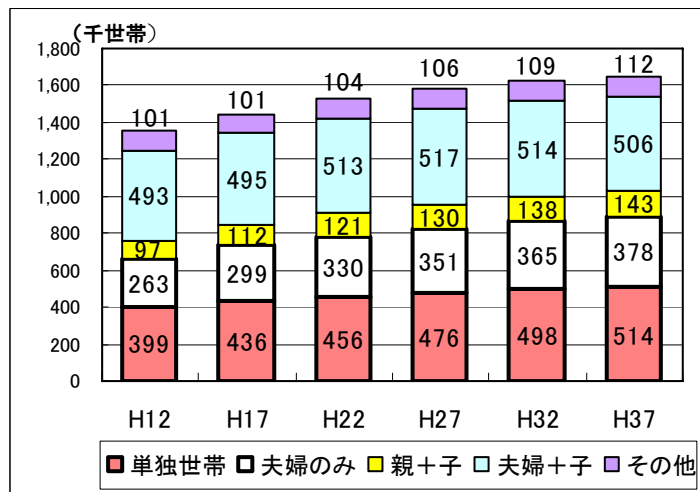
年齢3区分人口割合

(横浜市将来人口推計 (H17基準)による)



家族類型別世帯数

(横浜市将来人口推計 (H17基準)による)

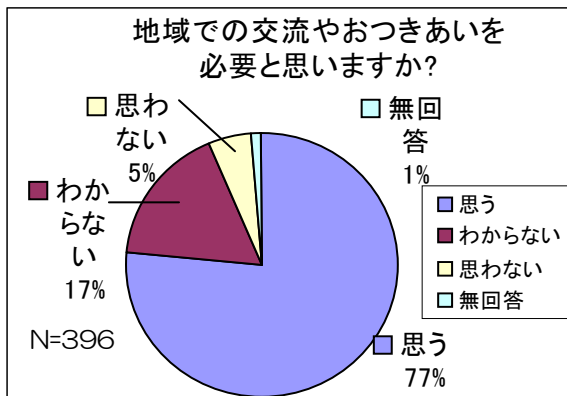


### 3 地域の人間関係

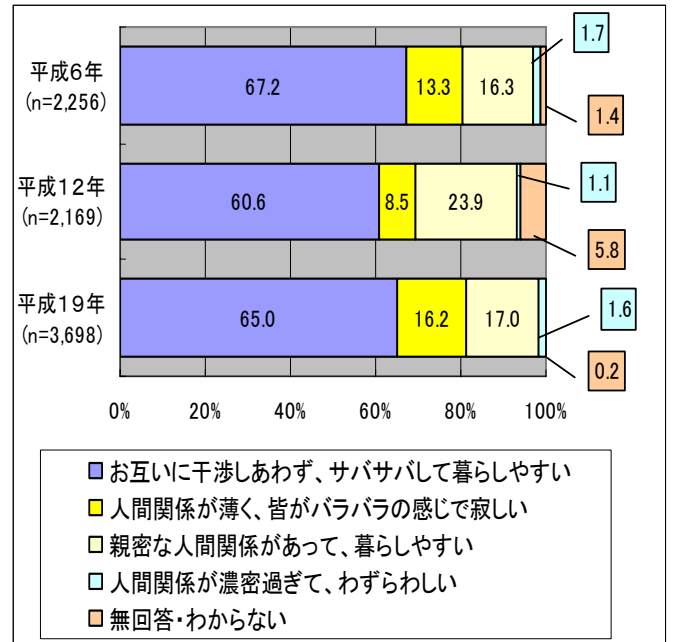
横浜市民は大都市の希薄な人間関係・近隣関係をそれほど否定的には考えず、程よい距離感を望む市民像が見られます。

一方で、地域での交流やつきあいを必要と思う市民が多いという調査結果も出ています。

(『横浜市民生活白書 2006』より)



平成 19 年度横浜市民意識調査  
Q14 あなたは隣近所とのつきあいをどのように感じていますか？



### 4 地域活動の状況

第1期市計画が策定された当時と現在とを比較すると、地域で活動するボランティアやNPO法人の数、社会福祉協議会のふれあい助成金助成件数なども増加しており、地域や市内の取組が少しずつ広がっていることがわかります。

	H15 年度末	H19 年度末
ボランティア登録数 (社協登録数：人)	29,456	34,833
NPO法人数 (市内認証団体数：団体)	500	1,106
よこはまふれあい助成金 助成件数(件)	962	1,215

(単位：か所)

### 5 地域の活動拠点の整備状況

地域の様々な活動拠点の整備が進んでいることがわかります。

	H15 年度末	H19 年度末
地域ケアプラザ	97	109
障害者地域活動ホーム	29	38
地域子育て支援拠点	0	9
福祉保健活動拠点	14	18

## 第4章 第2期計画の課題と基本的方向性

第1期計画の取組を通じて見えてきた課題及びこれを踏まえた第2期計画の基本的な方向性は次のとおりです。

### 第1期計画の振り返り

(期間：平成16年度～平成20年度)

地域  
し  
く  
ろ

- 各区の地区懇談会等で、住民と行政が地域の課題について話し合い、共有することができました。
- 地域の課題解決に向け、住民と行政が協働で取組を進めました。
- 地域によっては人のつながりが薄く、課題解決への取組が継続できなかった所もあります。

体制  
し  
く  
ろ

- 地域ケアプラザ（地域包括支援センター）などの相談機関の整備を進めました。
- 一方で、地域から孤立している子育て中の家庭や一人暮らしの認知症高齢者など、支援が必要な人の把握が行政だけでは困難になっています。

人  
し  
く  
ろ

- 地域の活動や人材をつなぐ地域福祉コーディネーターを養成しました。
- 地域の身近な居場所づくりや配食サービスなど、住民が主体的に取り組み、支えあう活動が増えました。
- 一方で、活動の担い手が不足し、活動が広がらない地域や、市民活動の連携協働が効果的に進まない事例も見受けられます。

### 第2期計画に向けた 課題

- 住民と行政が地域の課題を共有し、解決に向けた取組を継続的に進めていく必要があります。
- 地域の課題解決を進めるため、身近な地域単位の取組をさらに広げていく必要があります。

- 地域の協力を得て、支援が必要な人を適切に把握する仕組みをつくる必要があります。
- 地域で把握された人をサービス提供につなげる仕組みが必要です。

- 地域活動の担い手を増やすなどのサポートが必要です。
- 市域など広域のエリアで活動する団体間の連携や、自治会・町内会等の活動とテーマ型の活動の連携を進める必要があります。



## 第2期計画の方向性（期間：平成21年度～平成25年度）

～基本理念～

**誰もがいつまでも安心して暮らせる都市  
よこはまをつくろう！**

### 1 地域社会のつながりをつくりなおす

- 地区懇談会のような場で住民と行政が話し合い、課題を共有し、福祉保健を中心とした様々な地域課題を解決するための取組を協働で進めます。
- 身近な地域を単位とする取組を進めるため、現在いくつかの区で取り組んでいる地区別計画を全区で推進します。

### 2 必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる

- 地域の見守り活動などにより、支援が必要な人を把握する仕組みを地域と協働で作ります。
- 把握された人を専門機関に引き継ぎ、サービス提供につなげる仕組みを作ります。

### 3 幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる

- 地域福祉保健の取組を広げるために、子どもや若い世代、団塊の世代、高齢者や障害のある人、学校や企業の関係者など、幅広い市民参加を進めます。
- 自治会・町内会等の活動とテーマ型の活動の連携など、様々な市民活動がそれぞれの活動内容を充実できるよう、連携・協働を働きかけます。

## 第5章 第2期計画の主な取組

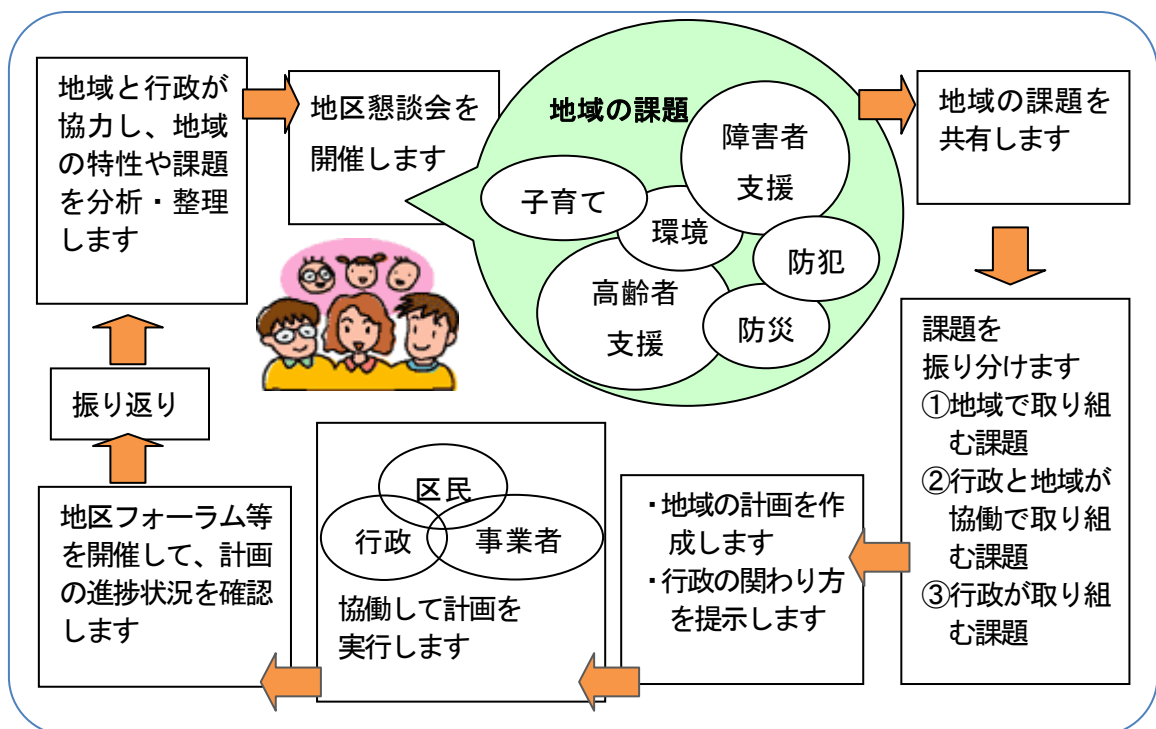
### 1 地域社会のつながりをつくりなおす

#### 1 地域で安心して元気に暮らせるまちづくり

##### (1) 地域ごとの地区別計画の策定を推進します。

地域の生活課題について話し合い、住民が主体となって解決していけるよう、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが住民と協働して地域の行動計画をまとめ、これに基づき地域活動を推進していきます。

#### 地区別計画 策定・推進の仕組み



##### (2) 地域ぐるみの取組を支援します。

計画の推進には、地区連合町内会や地区社会福祉協議会など、様々な団体や個人が参加し、地域ぐるみの取組となるよう支援します。

##### (3) 次世代を育む取組を地域と協働で行います。

町内会館や地域ケアプラザ・地区センターなどの公共施設を活用して、歩いて行ける身近な所に乳幼児を抱えた親子や青少年がくつろげる場所を開設するなど、次世代を育む場としての取組を地域と協働で行います。





(4) 地域と学校・福祉施設・企業との連携を支援します。

- 登下校時の子どもの見守り活動、障害児の通学支援など、学校運営に地域住民の参画が進んでいます。学校における福祉教育の取組支援や、地域と学校との交流事業を活発にするなど、地域と学校の連携を支援します。



- 地域と福祉施設の連携を進めるためには、地域にある様々な通所・入所施設や利用者（当事者）のニーズを住民が知るとともに、施設が地域の課題を共有することが大切です。地域と施設の相互理解が進み、日常交流の機会が広がるよう支援します。

- 企業には、地域のイベントへの協賛やスペースの提供などを通して地域活動に協力できる接点があり、このような接点が増えるよう地域の取組を支援します。

2 災害時の要援護者避難支援

災害時に要援護者の避難が円滑に行われるためには、平常時から要援護者への声かけを行うなど、地域での支えあいが重要です。プライバシーを尊重しつつ、いざという時に周囲に助けてもらえるよう、お互いに見守り、気配りできる地域づくりを進めます。



顔見知りだと  
いざという時も  
安心



3 健康づくりから地域づくりへ

健康づくりは、病気や障害の有無に関わらず、誰もが一緒に取り組むことができ、地域の新しいつながりの形成にも役立つものです。

「健康」とは、元気な人の健康増進だけを指すのではなく、それぞれの身体・健康状態に合った悪化予防や健康維持も含まれます。まず、自分の健康に目を向けることから始め、家族や周囲の人、住民みんなが元気に暮らせる地域社会づくりに取り組みます。

▼ 地域で一緒に取り組む日曜健康体操の会は…

保健活動推進員や食生活等改善推進員など、地域の健康づくりの核となる人材を活かし、様々な団体やグループ・個人が取り組む活動を支援します。



## 2 必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる

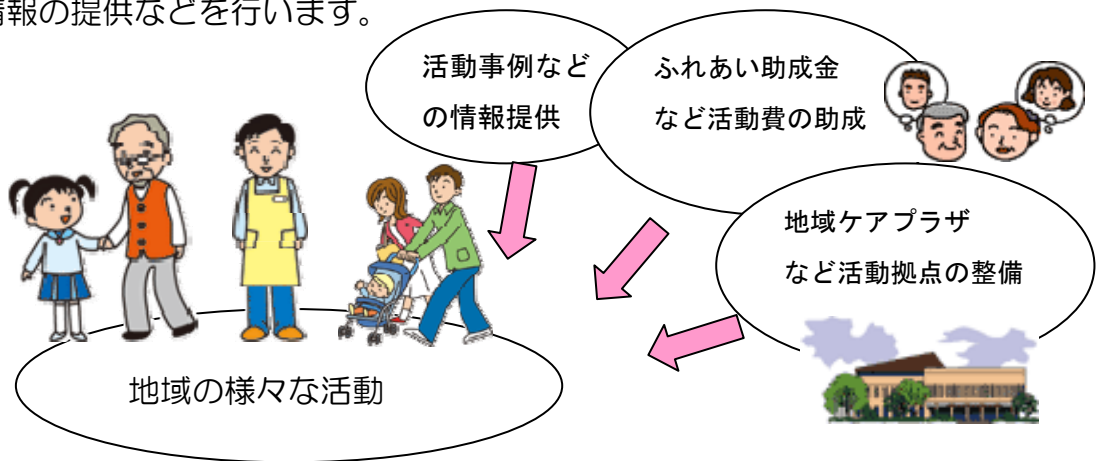
### 1 地域福祉保健推進の環境整備

(1) 当事者のニーズを計画や取組に活かせるようにします。

地域の計画づくりや取組に高齢者、子育て中の人、障害のある人など、多様な当事者の意見を活かせるように、直接の参加や声を代弁できる人の参加を後押しします。

(2) 地域の福祉保健活動を進めるために必要な環境を整えます。

地域で様々な活動が活発に行われるように、活動費の助成や活動拠点の整備、情報の提供などを行います。

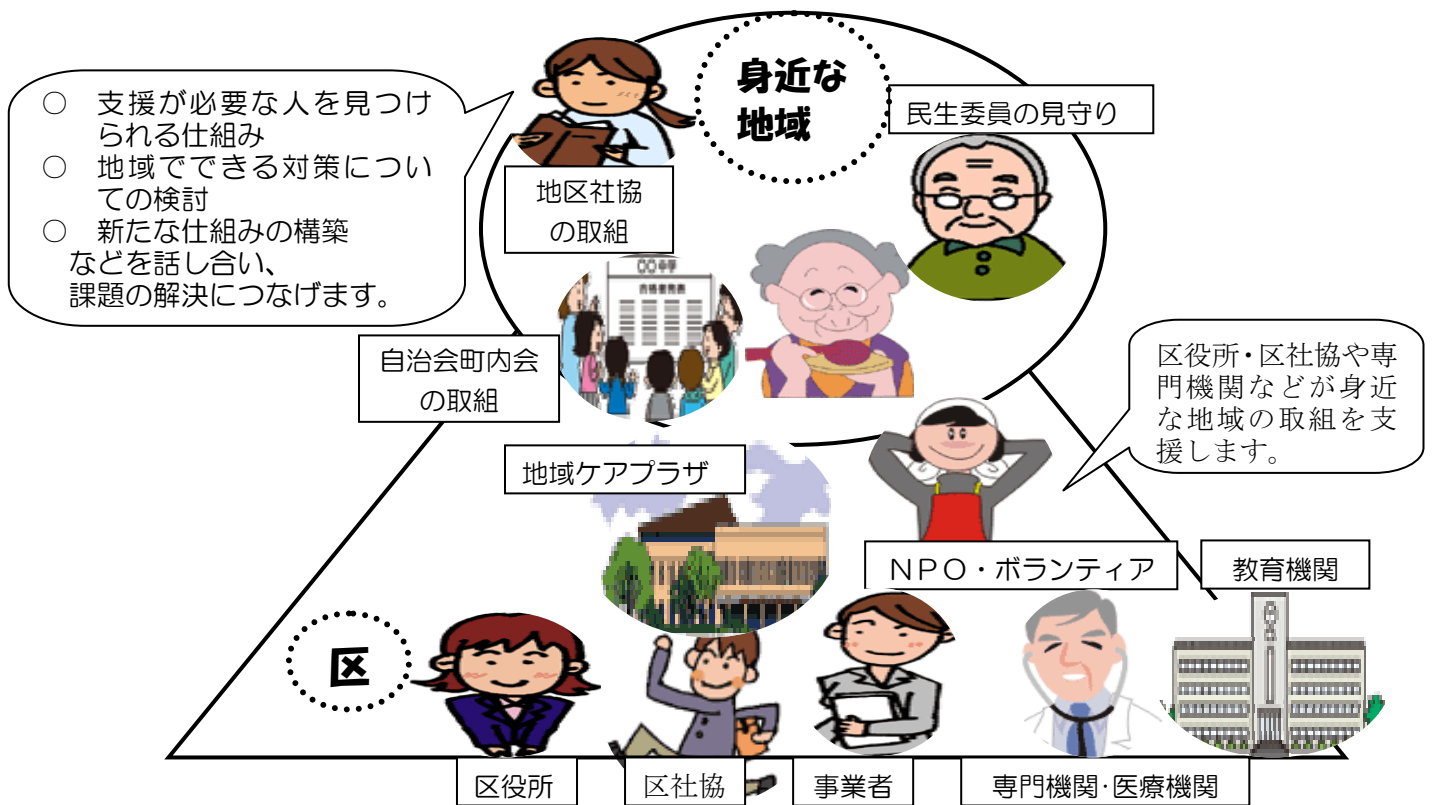


### 2 地域の支えあいに必要な公民の仕組みの充実

(1) 支援が必要な人を見つけ、サービスにつなげる仕組みをつくります。

支援が必要な人に確実に支援の手が届くためには、支援が必要な人を把握し、サービス提供につなげる仕組みが必要です。

- ① 地域の見守り活動など、支援が必要な人を早めに見つける仕組みを民生委員・児童委員を中心として地域と協働でつくります。
- ② 支援が必要な人を地域ケアプラザ（地域包括支援センター）など専門的な機関につなぐ仕組みをつくり、地域と専門機関との情報交換を密接に行います。
- ③ ちょっとした買い物への付添いなど、支援をしたい人と支援が必要な人をつなぐ仕組みを地域と協働してつくります。



地域の支えあいの概念図

(2) 民生委員・児童委員が活動しやすいように環境を整備します。

関係機関との情報ネットワークの強化や、基本的職務に関する研修の充実などにより、民生委員・児童委員が「関係機関へのつなぎ役」「要援護者への見守り・支援のコーディネーター」としての活動を円滑にできるようにします。

## 地域ケアプラザの機能

地域ケアプラザは、身近な福祉保健活動の拠点です。

### 1 地域活動・交流

福祉・保健活動の場として、施設をご利用いただけます。  
子育てサロンや健康体操教室など、地域の皆さんが参加できる事業を行っています。  
ボランティアや地域の活動の情報も集まっています。

### 2 福祉・保健の相談窓口 (地域包括支援センター等)

高齢者の介護、権利擁護、子育てや、障害のある方などの相談をお受けしています。  
介護予防ケアプラン等の作成や、ケアマネジャーへの支援なども行っています。

### 3 福祉・保健サービス

高齢者デイサービス、障害児を支援するサービスなど、地域のニーズに応じた福祉・保健サービスを提供しています。  
(一部の地域ケアプラザを除く)

### 3 幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる

#### 1 多くの市民の参加促進

(1) 地域福祉保健活動への参加の機会を増やします。

地域活動を始めるきっかけとして、講座の開催や趣味・特技を活かした活動等の提案を行います。また、地域での活躍が期待される団塊の世代、元気な高齢者など、対象を絞った働きかけを進めます。

(2) 計画の策定や推進への参加の仕組みをつくります。

区計画や地区別計画の策定・推進のため、地区懇談会など定期的な意見交換の場をつくり、その結果を住民に伝えます。

#### 2 福祉保健人材の育成

地域での福祉保健活動や人と人をつなぐ地域福祉コーディネーターの育成に引き続き取り組みます。

#### 3 様々な市民活動への支援

(1) 市民活動が活性化するよう支援します。

社会福祉協議会は、ボランティア活動をする人が増え、活動の範囲が広がるように働きかけます。また、区ボランティアセンターは、各区の市民活動支援センターと連携し、活動団体の交流や協働を進めます。

(2) 地域・区域・市域の市民活動支援を進めます。

地域での活動とともに、区域・市域で活動するテーマ型活動などの支援を行い、重層的な支援体制をつくるとともに、相互のネットワークづくりを支援します。

(3) 市民活動の推進について話し合う場をつくります。

NPOや当事者組織、有償ボランティアグループなど様々な市民活動団体と協力して、幅広い市民活動の推進策について検討する場をつくります。また、活動に役立つノウハウの提供や活動支援を行います。

#### 4 まちのバリアフリーの推進

市民・事業者・行政が協働して、建築物や公共交通機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を進めます。

また、市民や事業者に、広く“心のバリアフリー”の推進を働きかけます。







「第2期 横浜市地域福祉保健計画」素案により  
パブリックコメントを実施します。  
皆様のご意見・ご提案をお寄せください。

この素案をお読みになって、ご意見やご提案などがありましたら、左下のハガキにご記入の上、お送りくださいますようお願いいたします。はがきの他、封書、ファクシミリ、Eメール（様式は問いません）でも構いません。

個人情報適切に扱い、この「ご意見・ご提案募集」以外には使用いたしません。

いただきましたご意見等は、今後の計画策定や地域福祉関連の施策に活かしてまいります。個々のご意見に回答はいたしません。後日とりまとめたものを第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会へ報告します。同委員会の資料は公表され、横浜市ホームページでご覧いただけます。

郵便はがき

2 3 1 8 7 9 0

0 1 7

<受取人>

横浜市中区港町1-1

横浜市健康福祉局 地域福祉保健部  
福祉保健課 計画担当 行



2 3 1 8 7 9 0 0 1 7

12

氏名

住所

電話番号

性別

年代

- |          |          |
|----------|----------|
| a 20歳未満  | b 20~39歳 |
| c 40~59歳 | d 60~69歳 |
| e 70~79歳 | f 80歳以上  |

※ ご意見等は、平成21年2月4日（水）までにお寄せください。

※ 素案は、横浜市健康福祉局および横浜市社会福祉協議会のホームページでご覧いただけます。

▽ 横浜市健康福祉局

<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/keikaku>

▽ 横浜市社会福祉協議会

<http://www.yokohamashakyo.jp>

【封書、ファクシミリ、Eメール等の送付先】

横浜市広報印刷登録 第200418号

類別・分類 B-EC060

発行：平成21年1月

横浜市健康福祉局 福祉保健課 計画担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

Tel 045-671-3567

Fax 045-664-3622

e-mail : kfchifukukeikaku@city.yokohama.jp

